

**館山市放課後児童健全育成事業業務委託
プロポーザル実施要領**

平成 26 年 10 月

館山市健康福祉部こども課

1 趣旨

館山市（以下「本市」という。）では、従来から保護者会が自主的に放課後児童クラブを運営してきた。平成 27 年度から始まる「子ども・子育て支援新制度」に対応して、本市は、放課後児童クラブを公設化し、民間事業者によるその運営を委託することとした。

事業は、関係法令等の遵守を踏まえ、児童の健康管理や情緒の安定を図るとともに、遊びを通じた自主性、社会性、創造性を高める運営が行われる必要があるため、最新の知識と技術、さらには豊富な経験を持つ事業者を、公募型企画提案（プロポーザル）方式により選定する。

2 プロポーザルの参加資格要件

本企画提案に参加できる者は、以下の要件全てを満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4（昭和 22 年政令第 16 号）の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き中の者でないこと。
- (3) 平成 26・27 年度館山市入札参加業者適格者名簿（委託）に登載されていること。
- (4) 公告日以後に、館山市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 館山市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 3 号）に定める暴力団密接関係者に該当しない者及び利益供与の禁止に反しない者であること。
- (6) 平成 21 年度以降に、放課後児童健全育成事業に関する地方公共団体からの業務を受託し、かつその業務を履行しているもの又は履行した実績があるもの。

3 契約の概要

業務名称 : 館山市放課後児童健全育成事業業務委託

履行期限 : 平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

契約上限額 : 240,000,000 円（消費税相当額含む）

内訳	平成 27 年度執行額	80,000,000 円（消費税相当額含む）
	平成 28 年度執行額	80,000,000 円（消費税相当額含む）
	平成 29 年度執行額	80,000,000 円（消費税相当額含む）

4 委託業務の内容

「館山市放課後児童健全育成事業業務委託仕様書」のとおり。

5 業者選定スケジュール

内 容	期 日
事業告示	平成26年10月1日(水)
参加申請書受付期間	平成26年10月1日(水) ～10月15日(水)
参加資格審査結果通知	平成26年10月17日(金)
質問受付期限	平成26年10月 8日(水)まで
質問回答期限	平成26年10月10日(金)まで
企画提案書提出期限	平成26年10月23日(木)
プレゼンテーションおよびヒアリング	平成26年10月29日(水)
業者決定通知	平成26年11月上旬

6 実施要領等の交付に関する事項

実施要領等の交付は、事務局窓口及び館山市ホームページ上で行う。

(実施要領及び各種申請書類は、館山市ホームページからダウンロード可)

事務局

〒294-8601

千葉県館山市北条1145番地の1

館山市健康福祉部こども課 子育て支援係

TEL : 0470-22-3496 FAX : 0470-23-3115

電子メール : kodomo@city.tateyama.chiba.jp

館山市役所ホームページ : 「しごと・産業情報」 → 「入札・契約」 → 「プロポーザル」 → 「公募型プロポーザル (予定・結果)」 のページからダウンロードすること。

(<http://www.city.tateyama.chiba.jp/>)

7 参加申請等に関する事項

本企画提案に参加を希望する者は、次により参加申請書等を提出すること。

参加申請を行った者に対しては、参加資格審査終了後、次により参加資格審査結果通知書を交付する。

なお、次項に記載する提出期間内に参加申請書等を提出しない者又は審査の結果参加資格がないと認められた者は、本企画提案に参加することはできない。

(ア) 参加申請書等の提出

平成26年10月15日(水) 午後5時まで

* 郵送の場合は、平成26年10月15日（水）午後5時まで必着

(イ) 提出書類

下記書類を提出期限までに各1部ずつ提出すること。

- ① 参加申込書（様式第1号）
- ② 会社概要（任意様式）
- ③ 類似業務実績書（様式第2号）

(ウ) 提出先及び提出方法

事務局に持参又は郵送するものとする。持参の場合は、館山市役所の閉庁日を除く、各日午前8時30分から午後5時までとする。

(エ) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査終了後、平成26年10月17日（金）を期限とし、事務局において参加資格審査結果通知書を交付する。

なお、参加資格審査結果通知の郵送を希望する場合は、82円切手を貼付した送付用封筒（送付先住所を記載したもの）を、参加申込書提出時に提出すること。

(オ) 参加資格の喪失

参加資格審査結果の通知後において、通知を受けた者が次のいずれかに該当する場合には、本企画提案に参加することができないこととする。

- ① 前記の資格要件を満たさなくなったとき
- ② 参加申込書等に虚偽の記載をしたとき

8 企画提案書等の提出に関する事項

企画提案書等は、次により提出すること。

(ア) 提出方法

- ① 参加資格審査を合格した者のみが企画提案書を提出することができる。
- ② 事務局に持参又は郵送するものとする。持参する場合は、館山市役所の閉庁日を除く、各日午前8時30分から午後5時まで。
- ③ 期限までに提出されなかった場合は、参加する意思がないものとして辞退したものとみなす。
- ④ 辞退した場合にあっても、その後辞退したことによる不利益は生じない。

(イ) 提出書類

番号	書類名	様式番号	要提出
1	企業理念に関する提案書	様式第3号	○
2	経営状況に関する報告書	様式第4号	○
3	危機管理体制に関する提案書	様式第5号	○
4	提案内容的確性に関する提案書	様式第6号	○

5	指導員等の雇用に対する待遇の提案書	様式第7号	○
6	指導員等の研修計画に関する提案書	様式第8号	○
7	学校等との交流企画に関する提案書	様式第9号	○
8	コスト削減に対する取組に関する提案書	様式第10号	○
9	不足の事態発生時の独自の対応マニュアル		*
10	放課後児童健全育成事業に係る独自のマニュアル		*
11	見積書	様式第11号	○

* 独自のマニュアルがある場合のみ提出

(ウ) 提出期限

平成26年10月23日(木)午後5時まで

* 郵送の場合も同様

(エ) 提出部数

提出書類1~10までの書類を順番にA4ファイルに綴じて、ファイルの表紙及び背表紙に参加事業者名を記載したものを7部(原本1部, 写し6部)提出すること。見積書は1部提出すること。

9 質問及び回答に関する事項

本企画提案に関する質問は、次により行う。

(ア) 質問方法

企画提案書の作成・提出にあたり疑義等がある場合は、事務局あて電子メールで送信すること。なお、電子メール以外での質問は受け付けない。

(イ) 質問書の様式

様式は自由とするが、次の項目は明記すること。

① 電子メールの表題は「館山市放課後児童健全育成事業業務委託企画提案に関する質問」とすること。(送信データの容量は3MB以内)

② 業者名、及び担当者の氏名、連絡先

(ウ) 受付期限

平成26年10月8日(水)午後5時(必着)

(エ) 回答方法

館山市のホームページにて掲載する。

なお、質問に対する回答は、本実施要領の追加または修正とみなす。

(オ) 回答期限

平成26年10月10日(金)

10 候補者の選定に関する事項

(ア) 審査会

契約予定業者の選定は、館山市放課後児童健全育成事業業務委託企画提案審査会（健康福祉部長，こども課長，こども課副課長，こども課幼保係長の計4名。以下「審査会」という。）が行う。

(イ) プレゼンテーション及びヒアリングについて

事前に提出された企画提案書に基づき，下記の通り実施する。

	留意事項
開催日及び場所	平成26年10月29日（水） 館山市役所2号館2階会議室
ヒアリング要領	① プレゼンテーション及び質疑を実施する。 ② 当日の説明は，予め提出した提案書を使用すること。 また，必要に応じプレゼンテーション用資料を作成し，使用してもよい。 ③ 業務を委託した場合に，本業務の責任者となる予定者の出席をさせること。
時間	プレゼンテーション（30分以内） 質疑応答（15分以内）
使用機器等	必要な機器類（PC，プロジェクター）は全て提案者が用意すること。 ただし，スクリーン（80インチ）は本市が用意する。

(ウ) 選定方法

- ① 審査会は，プレゼンテーション及びヒアリングに基づく企画提案審査と見積書による金額評価で行い，最優秀提案者1者，次点提案者1者のみの選定となる。ただし，企画提案書提出者が1者の場合は，最優秀提案者1者のみの選定となる。
- ② 評価ポイントは最高点100点とする。内訳として企画提案審査（配点90点）と金額評価（配点10点）とする。
- ③ 企画提案審査は，各項目ごとの審査員による評価ポイントの平均値を採用する。金額評価は，最低価格業者を10点，最高価格業者を0点とし，他は価格に応じて傾斜配点とする。（小数点以下切り捨て）
- ④ 企画提案審査の参加者が1者（社）の場合であっても，審査会を開催し，選定を行う。なお，評価ポイントが70点を下回る場合は，その企画提案を採用せず，失格とする。

11 審査事項

企画提案審査の審査事項・基準は次のとおり。

(ア) 企業評価

①企業理念（配点 5 点）

- ・放課後児童健全育成事業の業務に対する基本的な考え方
（本業務の趣旨と合致，先進的な取組への姿勢）

②経営状況（配点 5 点）

- ・経営母体の財務健全性
（3年間継続した請負の可能性）

(イ) 技術力評価

①危機管理体制（配点 20 点）

- ・事故発生時の対応，予防の体制
（事故の予防，事故発生時の対応体制）
- ・指導員等の健康管理体制
（指導員等の健康管理体制の確立）

②提案内容の的確性（配点 15 点）

- ・放課後児童健全育成事業の専門性，サービス水準
（サービス水準向上のための取組）
- ・安定的なサービスの提供に関する実施方針
（指揮命令系統，市との連絡体制）
- ・指導員等の配置計画
（有資格者，実務経験者の配置などの組織体制）

③指導員等の雇用に対する待遇（配点 15 点）

- ・指導員等の休暇確保及び代替員確保体制
（有給休暇の取扱い，休暇の代替員の確保）
- ・指導員等の勤務体制とローテーション
（長期雇用の取組，指導員等の負担軽減）
- ・指導員等の継続雇用及び地元採用計画
（現指導員等の雇用，地元採用の優先性）

④指導員等の研修計画（配点 10 点）

- ・指導員等に対する巡回指導
（指導員等の監視，指導の徹底）
- ・県主催研修等への参加計画
（必須研修等への参加計画，資質向上の取組み）

⑤学校等との交流企画（配点 10 点）

- ・保護者との連携・交流の取組
（保護者との連携，保護者間の交流の推進）
- ・学校・地域・放課後子供教室等との連携，交流の取組
（学校・地域・放課後子供教室等との連携，交流の推進）

(ウ) コスト評価

①コスト削減に対する取組 (配点10点)

(コスト削減への姿勢)

12 審査結果の通知

審査結果は、次により通知・公表する。

(ア) 選定結果については、自己の結果のみを各提案者に文書で通知する。

(イ) 評価内容及び選定結果に対する問合せには応じないものとするが、委託候補者として特定した者についての名称と、本プロポーザルの審査における評価結果を館山市ホームページに掲載する。

13 契約に関する事項

本企画提案の契約については、次により行うこと。

(ア) 審査会において決定された最優秀提案者を優先交渉権者とし、業務契約の締結交渉を行う。また、特別な理由により最優秀提案者と契約締結ができない場合は、次点提案者と契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立したものを市は請負者と決定する。

(イ) 契約書の作成

本市と請負者で協議したうえで契約書を作成する。

(ウ) その他契約に関する事項

契約時における仕様は、企画提案書に記載されている事項とするが、本市と請負者との協議により、必要に応じて追加、変更又は削除を行うことがある。

14 開設準備及び委託金額

(1) 選定された事業者は、その選定された日から平成27年3月31日までの間を開設準備期間とし、指導員の確保、指揮命令系統の確立、備品の確認などを行うものとする。なお、開設の準備に要する費用は、請負者の負担とする。

(2) 委託金額は、提案書等で提出された金額をもとに、再度見積りを徴取し契約を締結する。

15 指導員等の雇用

現学童クラブに雇用されている者(夏休み期間中のアルバイトを除く)が、請負者への転籍を希望した場合は、原則として優先的に雇用すること。

16 その他

(ア) 本プロポーザル選考に参加する費用は、全て参加者の負担とする。

- (イ) 企画提案書等の提出後の修正等は認めない。ただし、明らかな誤りと本市との調整に基づく変更又は修正についてはこの限りではない。
- (ウ) 企画提案書等は返却しない。なお、提出された書類は選定以外の用途には使用しない。
- (エ) 企画提案書等は原則として公開しない。ただし、本プロポーザル選考に係る情報公開請求があった場合、企画提案書等を公開する場合がある。